

## 4 化学物質による汚染の防止

### (1) ダイオキシン類

#### ① 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の大気、水質、土壌の環境基準が、平成12年1月15日から適用され、汚染状況の評価と対策が本格的に進められることとなった。環境基準は表3-4-4-1のとおりである。

表 3-4-4-1 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準	適用範囲	達成期間
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。</li> <li>環境基準が達成されている地域若しくは、水域にあっては、その維持に努めること。</li> </ul>
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	公共用水域および地下水について適用する	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する	
土壌	1000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。</li> </ul>

- (備考)
- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
  - 2 大気および水質の基準値は、年間平均値とする。
  - 3 公共用水域底質に係る環境基準は、平成14年9月1日から施行された。
  - 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
  - 5 ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) 及びポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル (コプラナ-PCB) を含めてダイオキシン類と定義している。

#### ② 環境調査結果の状況

平成26年度は、大気1地点、河川水質6地点でダイオキシン類濃度について調査した。その結果、すべてにおいて、環境基準を下回っていた。調査結果を、表3-4-4-2に示す。

表 3-4-4-2 平成26年度 ダイオキシン類調査結果

調査種別	調査地点	調査結果	単位
大 気 一般地域	石田上町公民館	0.012	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
水 質 河川	日野川 (石田橋)	0.066	pg-TEQ/l
	浅水川 (天神橋)	0.068	
	鞍谷川 (浮橋)	0.072	
	黒津川 (水門)	0.11	
	吉野瀬川 (高見橋)	0.072	
	穴田川 (榛木橋)	0.070	

## (2) 環境ホルモン

環境ホルモンは、正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といい、動物の体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質と定義されている。

国では平成10年度に環境ホルモンの疑いのある物質として67物質（その後65物質に修正）をリストアップし、環境調査、健康調査、野生生物への影響調査が行われている。

## (3) 未規制有害化学物質

化学物質による環境汚染を未然に防止するために、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTTR法）が制定された。PRTTR法では、ダイオキシン類やベンゼンなど354種類の化学物質を対象として、全国の企業に1年間どれだけ環境中へ排出したか、または廃棄物として移動させたかを報告させ、その結果により化学物質の排出量の管理を行っている。